

旭川中央漁業協同組合内共第8号

第5種共同漁業権遊漁規則

令和6年1月1日

旭川中央漁業協同組合内共第8号

第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、旭川中央漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている別表第1の水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の額及び納付義務)

第2条 漁場区域内で別表第2の中欄に掲げる漁具、漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ左欄の等級別に右欄の遊漁料を納付しなければならない。

2. 前項の別表第2の左欄に掲げる特1等の漁具、漁法（刺網、狩刺網）の遊漁をしようとする者は、あらかじめ様式第1号の遊漁承認申請書を提出し組合の承認を受けなければならない。

3. 組合は、前項の申請があったときは、当該水産動物の採捕に著しい支障があるときを除き当該申請を承認するものとする。

4. 第1項の規定にかかわらず、小学生の3等遊漁料は無料とし小中高生の1等以下の遊漁料は1,000円とする。また、身体障害者の方の遊漁料は1等以下に限り同表の2分の1の額とする。

5. 第1項及び前項の遊漁をするときは、組合が指定するオンラインシステム又は、次の場所において遊漁料を納付するものとする。

(1) 組合事務所（真庭市勝山813-1）

(2) 組合の指定する場所（ただし、特1等の刺網、狩刺網の遊漁は除く。）

(3) 遊漁をする場所（漁場監視員に納付することができる。ただし、特1等の刺網、狩刺網の遊漁は除く。）

(禁止漁具、漁法)

第3条 水産資源保護法及び岡山県内水面漁業調整規則に定められているもののほか、次に掲げる漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

(1) 水中鉾突

(2) う 縄

(3) はね川

(4) かわ引漁法

(5) 潜水器具を使用する漁法

(6) 動力船を使用する漁法

(漁具、漁法の制限)

第4条 別表第3の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、中欄に掲げる期間内及び補助員は、右欄に掲げる員数以内でなければならない。ただし、補助員は遊漁承認証1等以上を有する者とする。

(遊漁期間)

第5条 別表第4の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間でなければならない。

(制限禁止区域)

第6条 別表第5の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間及び漁法で遊漁してはならない。

2. 第2条第1の規定にかかわらず別表第7の区域内での遊漁は、1日竿釣りのみとし遊漁料は同表のとおりとする。

(体長制限)

第7条 別表第6の左欄に掲げる魚種については、右欄の大きさ以下のものを採捕してはならない。

(遊漁承認に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項及び第4項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第2号の遊漁承認証を交付するものとする。なお、オンラインシステムにより納付を受けた場合は、そのオンラインシステムにより発行されるものを遊漁承認証とする。

2. 第2条第2項の承認を行い遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第4号の遊漁承認証を交付するものとする。
3. 遊漁者は、遊漁をするときには、遊漁承認証を携帯しなければならない。
4. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
5. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を呈示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止させるとともに、以後の遊漁を拒絶することができる。

2. 前項の場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとし、相当の損害賠償を請求することができる。

附則

- 1 この規則は知事の認可を受けた日（平成 26 年 1 月 1 日）から施行する。
- 2 この規則は知事の認可を受けた後（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。
- 3 この規則は知事の認可を受けた後（令和 2 年 1 月 1 日）から施行する。
- 4 この規則は知事の認可を受けた後（令和 6 年 1 月 1 日）から施行する。

別表第1

漁業権の対象となっている水産動物
あゆ、うなぎ、はえ、こい、ふな、にじます、あまご

別表第2

等級		漁具、漁法	遊漁料金	
			年間	1日
特等	1	刺網、狩刺網	27,000円	－円
	2	投網、視水器、夜ぼり（点火ほこ突）	17,000円	－円
1等		あゆ釣、掬網、待網（待川）、たも網、鰻籠づけ	11,000円	3,000円
2等		投糸、うなぎ釣、あまご釣、こい釣、にじます釣	4,000円	1,500円
3等		はえ釣、ふな釣	2,000円	500円

ただし、消費税は外税とする。

別表第3

漁具、漁法	期間等	補助員
刺網	8月1日から12月31日まで。ただし、始期を変更することがある。	2名
狩刺網	8月1日から10月14日まで。ただし、始期を変更することがある。	2名
投網	7月1日から11月30日まで。 岡山市北区建部町旭川ダム第1堰堤上流端から上流真庭市草加部黒尾堰まで及び真庭市一色美川橋下流端までの区域（第6条に規定する禁止区域を除く。）は、7月1日から翌年2月末日まで。ただし、始期を変更することがある。	1名
鰻籠づけ	6月1日から11月30日まで。	
待網（待川） たも網 掬網	8月1日から11月30日まで。	なし
視水器	7月1日から11月30日までで、日の出から日没までの間に限る。 ただし、始期を変更することがある。	なし なし
夜ぼり （点火ほこ突）	7月1日から11月30日まで。ただし、始期を変更することがある。	なし

別表第4

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで。ただし、始期を変更することがある。
あまご	3月1日から8月31日まで。ただし、始期を変更することがある。

別表第5

禁 止 区 域	期間及び漁法
1. 真庭市神庭神庭の滝から下流真庭市神庭神庭川流田砂防堰堤までの区域 2. 真庭郡新庄村雄滝から下流真庭郡新庄村雌滝までの区域 3. 真庭市草加部黒尾堰上流端から上流真庭市草加部草加部渡し（480m）までの区域 4. 真庭市古呂々尾中富山小学校南100mの橋上流端から上流真庭市古呂々尾中首尾川合流点までの区域 5. 苫田郡鏡野町富西谷余川美ノ茅砂防堰堤から上流全域 6. 真庭市月田原美尾堰堤から上流真庭市月田町裏堰堤下流端までの区域	1月1日 から 12月31日 まで 全ての漁法
8. 真庭郡新庄村馬場橋下流端から上流真庭郡新庄村鍛冶屋鍛冶屋橋上流端までの区域 9. 真庭市勝山浜堰上流端から上流真庭市勝山水の手井堰下流端までの区域 10. 真庭市久世六カ井堰下流端から下流真庭市久世いずみ橋下流端までの区域 11. 真庭市月田桑原堰上流端から上流真庭市月田梨の木堰上流端までの区域 12. 真庭市美甘蛇谷橋上流端から上流真庭市美甘すげだに橋下流端までの区域 13. 真庭市田口打火谷川尻の淵下流端から上流真庭市田口真橋の滝までの区域 14. 真庭市江川上井堰下流端から下流真庭市江川旭川合流点までの区域 15. 真庭市田口湯谷橋上流端から下流真庭市田口新延風橋下流端までの区域 16. 真庭市荒田さすな井堰上流端から上流真庭市荒田荒田橋下流端及び真庭市荒田下田橋下流端までの区域 17. 真庭市真賀まんや淵下流端から上流真庭市真賀菅谷川尻までの区域	1月1日 から 12月31日 まで 刺 網 狩刺網 投 網 視水器 夜ぼり（点火ほこ突）
18. 真庭市勝山J R勝山鉄橋下流端から上流真庭市勝山中橋上流端までの区域 19. 真庭市江川上井堰下流端から下流真庭市江川旭川合流点までの区域	上記の外、あゆ解禁日から7月31日まであゆ素掛け釣

20. 真庭市櫛東ふたかわ橋下流端及び真庭市櫛東皆原橋下流端から下流真庭市目木井ヶ平橋上流端までの区域	あゆ解禁日から8月31日まで あゆ素掛け釣、夜ぼり（点火ほこ突）、投網、刺網、狩刺網、待網（待川）、たも網、掬網、視水器
21. 真庭市櫛東の目木川、余川合流点から上流の目木川、正石谷川、白賀川、余川、立尾川、兼秀川、山生川	竿釣：11月1日からあまご（ひらめ）釣解禁日の前日まで 夜ぼり（点火ほこ突）：11月1日から夜ぼり（点火ほこ突）解禁日の前日まで 投網：11月1日から投網解禁日の前日まで 刺網：11月1日から刺網解禁日の前日まで 視水器：11月1日から視水器解禁日の前日まで 待網（待川）、たも網、掬網：11月1日から7月31日まで

別表第6（体長制限）

魚 種	大 き さ
う な ぎ	全長20cm以下のもの
あまご、にじます	全長15cm以下のもの
こ い	全長15cm以下のもの

別表第7

特別放流区域	魚 種	遊漁料金
1. 苫田郡鏡野町富西谷シコ谷橋上流から上流全域	あまご にじます	3,500円

ただし、消費税は外税とする。

様式第1号

遊漁承認申請書

下記のとおり遊漁したいので遊漁規則第2条第2項の規定により承認くださるよう願います。

年 月 日

旭川中央漁業協同組合
 組合長 殿
 住所 市 郡 町村大字
 氏名 印

記

1. 漁具漁法
2. 魚 種
3. 遊漁区域
4. 遊漁期間

様式第2号

遊 漁 承 認 証 N o	
住 所	
氏 名	年 令
漁具・漁法	
等級遊漁料	
承認期間	
<p>上記のとおり遊漁を承認します</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>真庭市勝山 813-1</p> <p>旭川中央漁業協同組合</p> <p>組合長 印</p>	

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本証は、遊漁中は必ず携帯すること。 2. 漁場監視員の要求があったときは、呈示すること。 3. 遊漁中に本証の携帯なき場合は、無承認とみなし、遊漁規則に従い遊漁料を徴収する。 4. 遊漁中に違反行為をした者は、遊漁規則に基づき、相当の処置をすることがあるので、違反のないよう遊漁されたい。 5. この遊漁証票は、内共第8号第5種共同漁業権の区域外では遊漁できない。
--

様式第3号

(表)	(内右)	(内左)
監視員手帳 旭川中央 旭川中央漁業協同組合	監視員証 第 号 氏 名 住 所 生年月日 明・大・昭 年 月 日 上記の者は当組合の漁場 監視員であることを証明 する 年 月 日 旭川中央漁業協同組合 印	写 真 添 付

様式第4号

遊 漁 承 認 証 No		注 意 事 項 1. 本証は、遊漁中は必ず携帯すること。 2. 漁場監視員の要求があったときは、呈示すること。 3. 遊漁中に本証の携帯なき場合は、無承認とみなし、遊漁規則に従い遊漁料を徴収する。 4. 遊漁中に違反行為をした者は、遊漁規則に基き、相当の処置をすることがあるので、違反のないよう遊漁されたい。 5. この遊漁証票は、内共第8号第5種共同漁業権の区域外では遊漁できない。	
住 所			
氏 名	年令		
遊 漁 料			
認 証 期 間			
上記のとおり遊漁を承認します 年 月 日 真庭市勝山 813-1 旭川中央漁業協同組合 組合長 印 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">取扱者印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> </table>		取扱者印	
取扱者印			